

ページ	訂正箇所	本書の記述（誤）	訂正後（正）
P80	(詐害行為の種類と判例の考え方) 相当の対価を得てした財産の処分行為(民法 424 条の 2)の例外	③受益者が行為時に <u>受益者</u> の上記意思を知っていた	③受益者が行為時に <u>債務者</u> の上記意思を知っていた
P81	エ)詐害行為取消権の効果	また、財産の取戻しは、現物の返還を原則とするが、現物の返還が困難なときには、価額の償還を請求することができる（民法 <u>426 条</u> ）。	また、財産の取戻しは、現物の返還を原則とするが、現物の返還が困難なときには、価額の償還を請求することができる（民法 <u>424 条の 6</u> ）。
P254	COLUMN タイトル	Fin Tech と暗号資産（ <u>仮装</u> 通貨）	Fin Tech と暗号資産（ <u>仮想</u> 通貨）